

報告書 給与と支給 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

熊谷市長 あて 令和 年 月 日提出	〔 特別徴収 〕 給与支払者	所在地	〒									
		フリガナ										
		氏名又は名称										
		個人番号 又は法人番号										
		特別徴収義務者番号										
		宛名番号										
		所属										
		氏名										
		電話	内線 ()									
給 与 所 得 者	フリガナ											
	氏名											
	生年月日	昭和・平成 年 月 日										
	個人番号											
	受給者番号											
	1月1日現在の住所											
異動後の住所												
		(ア)	(イ)	(ウ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法					
		特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)				令和 年 月 日				
		円	円	円	月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)		<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 (本人納付)				
						右から 番号を 記入	相続 人の 氏名等	氏名	住所	電話	続柄	

1. 特別徴収継続の場合													
新 しい 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規) 法人番号											
	所在地	〒											
	フリガナ												
	氏名又は名称												
		担当者連絡先	所属										
			氏名										
			電話	内線 ()									
				新しい勤務先では、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入します。						受給者番号			
										納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合 (死亡退職の場合は、一括徴収することはできません。)											
理 由	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため				徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。			
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				月 日	円					

3. 普通徴収の場合											
理 由	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため									
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										※市町村記入欄
	3. 死亡による退職であるため										

【提出先】 〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市役所総務部市民税課特別徴収担当

御注意

4 新勤務先では、「1.特別徴収継続の場合」の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市長に送付してください。

3 2 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

2 「転勤・再就職等」により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

3 「1.特別徴収継続の場合」の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市長に送付してください。

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。